

高松市会計年度任用職員登録者募集案内

【一般事務職補助員（プレイルーム運営補助）】

高松市こども未来館では、会計年度任用職員（アルバイト）の登録者を募集しています。アルバイトを希望する方に、登録していただき、登録者の中から選考し、任用する制度です。登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。

1 募集の内容

職務内容	保護者と乳幼児がくつろぎながら交流を図り、情報交換ができる「みんなのひろば」及び幼児から小学生までの利用を想定した屋内のあそびばの「プレイルーム」において、見守りや子ども子育てに関する幅広い相談の受付業務を行うスタッフのサポートをしていただきます。
応募資格	こども未来館の活動及び子育て支援活動に興味のある人。
任用期間等	1 会計年度の範囲内
勤務時間	10：00～17：00までの間の必要な時間で概ね月20時間未満 （休館日及び12月29日～1月3日を除く） ※登録時に、勤務できる時間帯や曜日を指定できます。 ※勤務時間が連続して6時間以上の場合休憩1時間を含みます。
休日	休館日（原則火曜日）及び別途指定する日
給与等	・時給 1,055 円（地域手当相当額含む。） ※別途、本市規定に基づき交通費相当額が支給される場合があります。 また、任用形態により、期末手当が支給される場合があります。
災害補償	労災保険
勤務場所	高松市こども未来館
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申込みできません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込手続

登録	高松市子ども未来館 3階に、別添の高松市会計年度任用職員（一般事務補助員（プレイルーム運営補助））登録申込書を直接、持参ください。 （郵送等による受付はしていません。午前 9時から午後 5時まで（休館日（原則火曜日）を除く。）、随時受け付けています。） 登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。 （任用以外の目的では使用しません。また、行政文書として管理し、適正に破棄します。）
仕事の御案内	当館でアルバイトを必要とする場合、原則、勤務していただく月の前月の中旬～下旬頃に、登録者の中から選考の上、連絡します。
承諾・内定	内容を検討していただき、都合がよろしければ御承諾ください。採用内定とします。
採用	任用開始当日に来館してください。採用の手続きを行い、任用します。また、任用期間の途中で、期間延長をお願いする場合があります。
任用終了後	任用期間終了後は、業務が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。
問い合わせ・申込先	〒760-0068 高松市松島町一丁目15番1号 高松市子ども未来館（087-839-2571）【担当：酒井、長谷川】

3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、原則として、採用後 1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

4 任用申込書等記入要領

- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名してください。